

余裕期間制度の試行に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者による円滑な工事の実施を促進するため、県が発注する建設工事の一部において、工期のうち、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度（以下「余裕期間制度」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工期 工事を実施するために要する準備及び後片付けの期間を含めた始期から終期までの期間をいう。
- (2) 工事開始日 工事現場への技術者等の配置を開始する日をいう。
- (3) 余裕期間 工期の始期から工事開始日の前日までの期間をいう。
- (4) 発注者指定方式 発注者が余裕期間及び工事開始日を設定する方式をいう。
- (5) フレックス方式 発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が工期の始期から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で工事開始日を設定する方式をいう。

(余裕期間制度の対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象となる工事は、一般競争入札により発注する工事のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 余裕期間（フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあつては、工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日までの期間。次項第1号及び次条第4項において同じ。）を設定することが受注者による円滑な工事の実施を促進する上で有益と認める工事であること。
 - (2) 入札公告を行う時点において既に工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されている工事であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、余裕期間制度の対象としない。
- (1) 余裕期間を設定することにより、工期の終期が当該設定前に予定していた完成予定年度の3月末日を超え、又は超えるおそれがある工事
 - (2) 緊急に施工する必要がある工事
 - (3) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山梨県条例第13号）第2条に規定する工事

(発注者による余裕期間の設定等)

第4条 余裕期間の始期は、工事開始日の設定に関する方式の別にかかわらず、工期の始期とする。

- 2 発注者は、発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ余裕期間及び工事開始日を設定するものとする。この場合において、発注者は、余裕期間の終期の日を工期の始期の日から起算して60日以内の日とするとともに、工事開始日を当該余裕期間の終期の日の翌日としなければならない。
- 3 発注者は、フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ、余裕期間の終期とすることができる期限の日を設定するものとする。この場合において、発注者は、当該余裕期間の終期とすることができる期限の日を工期の始期の日から起算して60日以内の日としなければならない。
- 4 発注者は、工期から余裕期間を除いた期間の日数について「適切な工期設定について」(平成30年3月26日付け技管第1489号)の基準による日数を確保したうえで、工期の始期及び終期並びに余裕期間を設定しなければならない。

(入札公告等への記載事項)

第5条 余裕期間制度を適用する工事に係る入札公告及び特記仕様書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 余裕期間制度を適用する工事であること及び工事開始日の設定に関する方式の別
- (2) 当該入札公告が発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、発注者が設定した工事開始日
- (3) 当該入札公告がフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、次のア及びイに掲げる事項
 - ア 受注者が工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までのいずれかの日を工事開始日として設定することができること。
 - イ 工期の始期から受注者が設定した工事開始日の前日までの期間が余裕期間となること。
- (4) 余裕期間内は、工事現場への技術者等の配置を要しないこと。
- (5) 余裕期間内は、第8条第2項に規定する行為をすることができないこと。
- (6) 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合に係る次のア及びイに掲げる事項
 - ア 契約を締結する日が余裕期間の終期の日(フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあつては、余裕期間の終期とすることができる期限の日。以下この号及び第7条において同じ。)以前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを変更しないこと。
 - イ 契約を締結する日が余裕期間の終期の日の翌日以降の日となるときは、余裕

期間制度を適用しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める事項

(受注者による工事開始日の設定等)

第6条 フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事の受注者（以下この条において「受注者」という。）は、工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までのいずれかの日を工事開始日として設定することができる。

2 受注者は、前項の規定により工事開始日を設定したときは、同項の工事に係る契約を締結する日に、その旨及び当該工事開始日を発注者に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、工事開始日設定通知書（別記様式）により行うものとする。

4 受注者が第2項の規定による届出をしなかったときは、受注者は、工期の始期を工事開始日として設定したものとする。

5 受注者は、第2項の規定による届出をした場合に限り、工期の始期から余裕期間の終期とすることができる期限の日の翌日までの期間の範囲内において工事開始日を変更することができる。ただし、受注者が第8条第2項に規定する行為を行ったときは、この限りでない。

6 受注者は、前項の規定により工事開始日を変更しようとするときは、第2項の規定により届け出た工事開始日の7日前までに、発注者と協議しなければならない。

(落札者の決定を保留した場合の効果)

第7条 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が余裕期間の終期の日以前の日となるときは、当該余裕期間の終期の日は、これを変更しない。

2 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合において、契約を締結する日が余裕期間の終期の日以降の日となるときは、当該工事には、余裕期間制度を適用しない。

(余裕期間における工事現場の管理等)

第8条 余裕期間における工事現場の管理は、発注者が行うものとする。

2 受注者は、余裕期間内は、工事現場への資材の搬入、現場事務所の設置、測量、現場の確認その他の工事を実施するための準備行為を行うことができない。ただし、受注者が当該準備行為を行うための資材又は労働者の確保に関する契約を締結することについては、この限りでない。

(技術者の取扱い)

第9条 受注者は、余裕期間内は、工事現場に技術者等を配置することを要しない。

(経費の負担)

第10条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

(コリンズ (CORINS) への登録)

第12条 共通仕様書の規定にかかわらず、受注時のコリンズ (CORINS) への登録については、工事開始日から10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に登録するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 3 フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領（平成26年3月3日県土総第4806号）は、廃止する。